

## 公的研究費の使用における行動規範

関西福祉科学大学・関西女子短期大学（以下「本学」という。）は、平成19年2月15日文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり公的研究費における行動規範を策定する。

1. 公的研究費に関するすべての教職員（以下「教職員」という。）は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であること、また、公的研究費の全部又は一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 教職員は、公的研究の実施、公的研究費の使用にあたり配分機関・本学が定める法令・関連規程・ルール等を遵守しなければならない。
3. 教職員は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的な資金であり、大学による管理が必要であることを理解しなければならない。
4. 教職員は、本学が主催する公的研究費の説明会等に参加し、関係法令等の理解、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
5. 教職員は、公的研究費の不正使用が本学における教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

平成27年3月6日  
関西福祉科学大学長  
関西女子短期大学長  
(公的研究費最高管理責任者)